

現場説明書(技術的事項)

工事名 道路修繕工事(福山駅箕沖幹線地下道)

1. 現場の状況

工事場所は、福山駅箕沖幹線地下道の道路区域内です。
工事期間中は、通常通り道路利用者が地下道を利用します。
工事時間は、午前9時～午後4時です。

2. 別途工事

道路修繕工事(福山駅箕沖幹線北側地下道・6-1)

3. 留意事項

- ① 工事期間中は道路利用者が地下道を利用しているため、事故のないよう十分注意し、第三者に対する安全確保に努めてください。
- ② 現場は、道路区域内であるため、施工に際しては福山東警察署から道路使用許可を得てください。
- ③ 現場では、午前中、土木管理課の委託による施設床面の清掃が行われています。工事着手に際しては、工事期間・時間等について土木管理課へ協議してください。
- ④ 外壁劣化調査後速やかに外壁劣化調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て改修工事を行ってください。
- ⑤ 契約後、実施工程表は14日以内に提出するとともに、施工計画書等の承諾は速やかに受けてください。
- ⑥ 既存工作物等に損傷を与えないように対策を講じてください。
なお、損傷を与えた場合には監督員及び施設管理者と協議のうえ、速やかに復旧してください。
- ⑦ はつり工事に際しては、十分な騒音・粉塵対策を講じてください。
- ⑧ 特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。
- ⑨ 工事施工上必要な官公署への手続きは、受注者の責任において速やかに行ってください。
- ⑩ 本工事の受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。

4. 工事における「第20回世界バラ会議福山大会2025」ロゴの標示について

「第20回世界バラ会議福山大会2025」が2025年5月18日から24日にかけて開催されます。については、周知と機運醸成を図るため、工事現場に掲げる標識として、大会ロゴの標示のご協力をお願いします。

- 使用するロゴは「第20回世界バラ会議福山大会2025ロゴ利用規程」に沿った指定のデザインとしてください。
- 「第20回世界バラ会議福山大会2025ロゴ利用規程」に定められた「大会ロゴ利用許諾申請書」の提出は不要です。
- 使用する大会ロゴは「大会ロゴデザインガイド」にて配色等が定められているので留意してください。
- 大会ロゴの標示については任意事項とし、標示する際は、発注課へ必ず連絡してください。
- ロゴ標示期限は2026年(令和8年)3月31日です。
- デザインデータについては福山市建設管理部技術検査課へ問い合わせてください。

道路修繕工事（福山駅箕沖幹線地下道）

図面リスト	
図面番号	図名
1	図面リスト
2	改修工事特記仕様書 No.1-1
3	改修工事特記仕様書 No.1-2
4	改修工事特記仕様書 No.2
5	改修工事特記仕様書 No.3
6	附近見取図兼階段配置図
7	平面図(改修範囲A)・部分詳細図
8	階段平面図・階段断面図・階段展開図 部分詳細図

福山市建設局土木部道路整備課						発行
					2024年 12月	
主務	課員	次長	課長補佐	道路整備課長	土木部長	

道路修繕工事（福山駅箕沖幹線地下道）

I 工事概要

1. 工事名称: 道路修繕工事（福山駅箕沖幹線地下道）
2. 工事場所: 福山市三之丸町外4か町地内
3. 構造規模: 鉄筋コンクリート造 地下道
4. 工事種目: 塗装改修 外壁劣化改修 サイン撤去
5. 別途工事: 道路修繕工事（福山駅箕沖幹線北側地下道・6-1）

※ 本工事の工期は工事検査期間としての14日を含んでいる。
 ※ 契約締結後14日以内に実施工程表を提出する。
 ※ 本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

II 建築工事仕様

1. 共通仕様（最新版）
 - (1) 官公署手続き
受注者は関係官公署への必要な手続きを代行する。（官公署手続きは監督員の承認後とする。）
 - (2) 地元企業及び地場製品の活用
受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用を努める。
 - (3) 疑義に対する協議等
設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難もしくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
2. 特記仕様
 - (1) 章、項目は番号に○印のついたものを適用する。
 - (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
◎印と⊗印の場合は共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の〔〕内表示番号は、「改修標準仕様書」、（ ）内表示番号は、「建築標準仕様書」、< >内表示番号は、「解体工事共通仕様書」、の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - (4) 材料および製造所等の記載順序は不同である。

章	項目	特記事項								
10	完成時の提出図書 [1.9.1~3]	速やかに次の図書を提出する。 ・ 竣工図 （※ 完成図 ・ 承諾図 ・ 竣工図） 1部 ・ A3料を2つ折りにして製本 1部 ・ 竣工図電子データ一式 （竣工図電子データ作成要領による。） ・ CADデータ（媒体（CD-R等）、データ形式等は監督員の指示による。） 1部 ・ 保全に関する資料 1部								
	⑪ 別契約の関連工事との調整等 [1.1.7] [2.2.1]	関連工事との調整 ※ 別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。 ※ 別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。								
	⑫ 施工中の安全確保 [1.3.7]	・ 労働安全衛生法に基づく指名 ○ 本工事は、交通誘導員として10人を見込んでいる。 交通誘導員の配置については、実施伝票（原本）および配置状況のわかる立会い写真の撮影を行い監督員に提出する。								
	⑬ 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械を使用し、環境対策に努める。								
	14 工事実績情報の登録 [1.1.4]	※ 受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。 登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期限内に登録申請を行う。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。								
		<table border="1"> <tr> <th>課 金 額</th> <th>工 事 受 注 時</th> <th>登 録 内 容 の 変 更 時</th> <th>工 事 完 成 時</th> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td>契約後10日以内</td> <td>変更契約後10日以内</td> <td>工事完成後10日以内</td> </tr> </table>	課 金 額	工 事 受 注 時	登 録 内 容 の 変 更 時	工 事 完 成 時	500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内
	課 金 額	工 事 受 注 時	登 録 内 容 の 変 更 時	工 事 完 成 時						
	500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内						
		変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（課金のみ変更の場合、登録不要） ※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。 なお、変更時と工事完成時の間が10日を満たさない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録費）								
	⑮ 施工数量調査 [1.6.2]	調査範囲 ※ 外壁（庇、笠木等） ・ 図示 調査方法 ※ テストハンマーによる打診及び目視 ・ 図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置並びに量（幅、長さ、面積）の調査を行う。調査結果により、適切な工法を選定し報告すること。また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に提出する。（必要に応じ写真を添付する）								
	16 情報共有システム	本工事は、インターネットを利用して、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事である。 本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事情報共有システム」とし、当該サービス提供者との契約は受注者が行い、利用料を支払うものとする。 運用に当たっては、「福山市発注工事における情報共有システム実施要領（建築工事）及び「情報共有システム利用手引（建築工事）」によるものとする。 ・ 発注者指定型 共通設備費として除金共有システムの利用料を見込んでいる。 受注者は、本システムを利用できない特別な事由がある場合は、工事着手までに当該事由を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることによって本システムを利用しないことができる。								
		・ 受注者希望型（契約時の課金金額が500万円以上のものに限定） 工事費には情報共有システムの利用料を見込んでいない。 本システムの利用を希望する受注者は、工事着手までに工事打合せ簿により、監督員にその旨を申し出て、本システムを利用するものとする。 その場合の課金金額の変更については、情報共有システムの利用料を共通設備費に見込むものとし、本システムの利用を確認した後に変更契約を行うものとする。								
	⑯ 仮設工事	① ナイロンロープ張り ・ 木製仮囲い ・ 鋼製仮囲い ・ ガードフェンス ○ カラーコーン、コーンバー ・ 設ける（ m程度） ○ 設けない ・ 備品等（ ） ・ 敷地内へ建てることのできる ○ 敷地内へ建てることできない [2.4.1]								
	⑰ 足場その他 [2.2.1]	構内既存の施設 ・ 有償で利用できる（副メーター設置等） ・ 無償で利用できる ○ 利用できない								
⑱ 防水改修工事	構内既存の施設 ・ 有償で利用できる ・ 無償で利用できる ○ 利用できない ○ 敷地内の工作物は、必要に応じて養生を行い、被害を及ぼした場合は受注者の責任に於いて復旧する。 ○ 工事中は歩行者等施設利用者の安全に努め、仮囲い等の適切な措置を図る。 ○ 建物出入り口には、落下防止対策及び安全対策を講じること。 ※ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり専用足場方式により行う。									
⑳ その他の防水										
㉑ シーリング	シーリング改修工法の種類 [表3. 1. 2] ○ シーリング充填工法 [3.1.4] [3.7.2] ○ シーリング再充填工法 [3.7.4~7] ・ ブリッジ工法 ポンドブレイカー張り ・ 適用する ・ 適用しない エッジング材張り ・ 適用する ・ 適用しない									

章	項目	特記事項																				
4	シーリング材の種類、施工箇所 [3.7.8]	シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書 表3. 7. 1による <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>シーリング材の種類（記号）</th> </tr> <tr> <td>外部建具廻り</td> <td>変成シリコン系（MS-2）10×15</td> </tr> <tr> <td>外壁躯体目地</td> <td>ポリウレタン系（PU-2）10×20</td> </tr> </table>	施工箇所	シーリング材の種類（記号）	外部建具廻り	変成シリコン系（MS-2）10×15	外壁躯体目地	ポリウレタン系（PU-2）10×20														
	施工箇所	シーリング材の種類（記号）																				
	外部建具廻り	変成シリコン系（MS-2）10×15																				
	外壁躯体目地	ポリウレタン系（PU-2）10×20																				
	5 保証書	シーリング材の目地寸法 ※改修標準仕様書3. 7. 3による 接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 次の工事について保証書を提出する <table border="1"> <tr> <th>工事区分</th> <th>材料名</th> <th>保証年数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 防水工事</td> <td>・ アスファルト防水</td> <td>1 0年</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・ 改質アスファルト防水</td> <td>1 0年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ その他工事</td> <td>・ 合成高分子フルーフィング防水</td> <td>1 0年</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・ 塗膜防水</td> <td>1 0年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td></td> </tr> </table>	工事区分	材料名	保証年数	備考	・ 防水工事	・ アスファルト防水	1 0年		・ 改質アスファルト防水	1 0年	・ その他工事	・ 合成高分子フルーフィング防水	1 0年		・ 塗膜防水	1 0年			年	
	工事区分	材料名	保証年数	備考																		
	・ 防水工事	・ アスファルト防水	1 0年																			
		・ 改質アスファルト防水	1 0年																			
	・ その他工事	・ 合成高分子フルーフィング防水	1 0年																			
		・ 塗膜防水	1 0年																			
			年																			
	① ④	① ④	① ④																			
	① ④	① ④	① ④																			
	① ④	① ④	① ④																			
① ④	① ④	① ④																				
① ④	① ④	① ④																				
① ④	① ④	① ④																				
① ④	① ④	① ④																				
① ④	① ④	① ④																				
① ④	① ④	① ④																				
① ④	① ④	① ④																				

章	項目	特記事項
4	2 ひび割れ部改修工法 [4.1.4] [4.4.2, 5~7]	※ タイルを撤去して改修（撤去後の補修はタイル部分張替え工法による） ※ 樹脂注入工法 ・ リカットシール材充てん工法 ※ タイルを撤去しないで改修 ※ 樹脂注入工法
	3 欠損部改修工法 [4.1.4] [4.5.3, 5, 7, 8]	・ タイル部分張替え工法（欠損部の面積が0. 2 5㎡ /箇所以下の場合及び地下地モルタルがある場合） ・ タイル張替え工法（地下地モルタルを撤去する場合） 既製調査モルタル（張り付け用を使用する場合）
	④ ①	④ ①
	4 ④	④ ①
	5 目地改修工法 [4.1.4] [4.4.16]	・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮調整目地改修工法 位置及び寸法 ※ 図示
	6 外壁複合改修工法	平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする
	④ ①	④ ①
	④ ①	④ ①
	④ ①	④ ①
	④ ①	④ ①
	④ ①	④ ①
	④ ①	④ ①
	④ ①	④ ①
	④ ①	④ ①

章	項目	特記事項																	
1	① 適用基準等	・ 公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版） ○ 建築工事標準詳細編 国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁官庁標準部標準課標準課（令和4年版） ○ 建設工事公共災害防止対策要綱 建設経済局建設課 住宅局建築指導課標準課 ○ 建設工事安全施工技術指針 建設大臣官庁官庁官庁官庁官庁標準課長直通 ○ 建築基準法、消防法、その他関係法令																	
	② 監理(主任)技術者	受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印のついた名札を着用する。																	
	③ 施工条件 [1.3.5]	○ 作業時間は、原則午前9時から午後4時までとし、通勤時間を考慮すること。 ○ 日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。																	
	4 技能士 [1.7.2]	<table border="1"> <tr> <th>工事別</th> <th>適用 種 別</th> <th>工事別</th> <th>適用 種 別</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工事別	適用 種 別	工事別	適用 種 別													
	工事別	適用 種 別	工事別	適用 種 別															
	⑤ 施工管理 [1.3.1] [1.1.5]	受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 ※ 施工体制台帳（建設業法等に従って作成し、写しを提出する。） ※ 施工体系図（建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。）																	
	⑥ 建築材料等	建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等のものとする。ただし、同等とする場合は、監督員の承諾を受ける。 また（社）公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号、「グリーン購入法」という）により、環境負荷を低減できる材料を選定するよう努める。 材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放出による健康への影響に配慮する。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。																	
	⑦ 特別な材料の工法	建築標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。																	
	⑧ 発生材の処理 [1.3.12]	・ 引渡しを要するもの（ ） ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ※ 再資源化を図るもの ・ アスファルトコンクリート ○ コンクリート ・ 木材 ・ コンクリート及び砕けがらなる建設資材 ※ 上記以外のものはすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に準拠して処理する。 ※ 建設副産物情報交換システム（COBRIS）（財）日本建設情報総合センター 本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。 また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬入（搬出）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議する。																	
		<table border="1"> <tr> <th></th> <th>施 工 計 画 時</th> <th>工 事 完 了 時</th> </tr> <tr> <td>搬入</td> <td>再生資源利用計画書</td> <td>再生資源利用実施書</td> </tr> <tr> <td>搬出</td> <td>再生資源利用促進計画書</td> <td>再生資源利用促進実施書</td> </tr> </table>		施 工 計 画 時	工 事 完 了 時	搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書	搬出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書								
		施 工 計 画 時	工 事 完 了 時																
	搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書																
	搬出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書																
⑨ 工事及び完成写真	※ 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税される。 なお、本工事で発生する建設廃棄物埋立税相当額を含んでいる。 <table border="1"> <tr> <th>分 類</th> <th>規 格</th> <th>撮 影 枚 数</th> <th>提出部数</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>サービス程度（カラー）</td> <td>必要に応じた数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>サービス程度（カラー）</td> <td>必要に応じた数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">完 成 時</td> <td>サービス程度（カラー）</td> <td>各 室 4 面</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>キャビネリ程度（カラー）</td> <td>外 景 4 面</td> </tr> </table> <p>着事前・工事中写真 ※ A4判印刷。若しくはA4判写真帳 完成時写真 ※ アルバム（A4判程度） ○ 写真帳 （検査後14日以内に提出する。） 原簿の提出 ※ する（※ 完成時のみ ・ 全て） ・ しない （電子データ形式等は、監督員の指示による。）</p>	分 類	規 格	撮 影 枚 数	提出部数	着 手 前	サービス程度（カラー）	必要に応じた数	1	工 事 中	サービス程度（カラー）	必要に応じた数	1	完 成 時	サービス程度（カラー）	各 室 4 面	1	キャビネリ程度（カラー）	外 景 4 面
分 類	規 格	撮 影 枚 数	提出部数																
着 手 前	サービス程度（カラー）	必要に応じた数	1																
工 事 中	サービス程度（カラー）	必要に応じた数	1																
完 成 時	サービス程度（カラー）	各 室 4 面	1																
	キャビネリ程度（カラー）	外 景 4 面																	

章	項目	特記事項
4	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④

章	項目	特記事項
4	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④

章	項目	特記事項
4	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④
	① ④	① ④

章	項目	特記事項	章	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
⑦ 石綿含有建材の除去及び処理	① 事前調査 <6.1.4.1>	目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について事前調査を行い、調査結果をとりまとめて監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。 (1) 使用部位の確認 (2) 種別、厚さ等の確認 (3) 使用数量の確認 (4) 施工範囲と工事管理区分の確認 ○石綿含有分析調査 (※ 不要 ○必要 (内容は下記による)) ※ 分析方法 JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析 ※ 分析必要部屋名等 (※ 図示) 分析必要箇所 (2 箇所)	5	石綿含有保温材等の除去 <6.4.1~6.4.4>	⑧養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、4 2)⑤により処理等を行う。 ⑨後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。 1) 処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位 ・ 下記による ※ 図面による 石綿含有保温材等の仕様 使用 部 位 ・ - ・ ・ - ・ ・ - ・ ・ - ・ 2) 養生等 ①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生(責任不要)を行う。 ②作業場の隔離 (・ 行う ※ 行わない) 石綿含有保温材等の除去にあたり、掻き落とし・破砕・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。 ③ 作業場の隔離を行う場合は、4 2)を適用する。 除去工法 ※ 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし ・ 石綿含有吹き付け材の除去による除去物の処理 (※ 密封処理 (二重袋梱包) ・ セメント固化) 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 4 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。					
	2 石綿粉じん濃度測定 <6.1.3>	石綿粉じん濃度測定を行い、記録し監督員に報告する。 ※ 測定方法は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)最新版による。 測定点の取り方 (1) 処理作業前 ・ 処理作業室内(点) ・ 施工区画周辺又は敷地境界(2点) (2) 処理作業中 ・ 処理作業室内(点) ※ セキュリティーゾーン入口(点)・・・空気の流れを確認 ※ 負圧・除じん装置の排出口(点)・・・除じん装置の性能確認 ・ 施工区画周辺又は敷地境界(2点) (3) 処理作業後(離隔シート撤去前) ・ 処理作業室内(点) ・ 施工区画周辺又は敷地境界(2点)	6	石綿含有成形板等の除去 <6.5.1~6.5.4>	1) 処理を行う石綿含有成形板等の仕様及び部位 ・ 下記による ※ 図面による 石綿含有成形板等の仕様 使用 部 位 ・ - ・ ・ - ・ ・ - ・ ・ - ・ 2) 養生等 石綿含有成形板等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う。 3) 除去工法 ①原則、手ばらしで行う。やむを得ず切断、破壊等しなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生(責任不要)を行う。 ②除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たっては、高所より落下しないこと、粉じんの飛散防止に努める。 ③破砕された石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①処分は原形のままとし、処分先は監督員の指示による。 ・ 石綿含有石こうボード ※ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等 ・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設) なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定にやむを得ない場合は、監督員と協議すること。 ②除去した石綿含有成形板等を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行う。 ③石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。					
	3 除去工事共通事項 <6.2.1~6.2.9>	1) 専門事業者 石綿含有吹き付け材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 2) 作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者 ①石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、管理させること。 ②排出事業者は、石綿含有吹き付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させること。 3) 除去作業者 石綿含有建材の除去に従事する作業者(以下「除去作業者」という。)は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。)に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。 4) 施工計画書 施工に先立ち、処理工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督員の承認を受けること。 5) 表示及び掲示 ①関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、石綿除去作業中等の表示を行う。 ②石綿の有害性、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具の掲示を行う。 ③「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等)」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。 6) 保護具・保護衣 ①作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくい保護衣又は作業衣を着用する。 ②監督員の現場作業の立入確認のため、保護具、保護衣を一式現場に備える。 7) 官公署その他への手続き ①労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画書(労働基準監督署) ②「石綿則」第5条第1項の規定による作業届(労働基準監督署) ③大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出(都道府県知事) ④その他、各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出(特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等) 8) 適用基準等 ※ 「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・周知書」	7	石綿含有仕上塗材(下地調整塗材含む)の除去	1) 処理を行う石綿含有仕上塗材(下地調整塗材含む)の仕様及び部位 ・ 下記による ※ 図面による 石綿含有仕上塗材の仕様 使用 部 位 ・ - ・ ・ - ・ ・ - ・ ・ - ・ 2) 養生等 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生(責任不要)を行う。 3) 除去工法 (施工場所: ※ 図示) ①石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 ②電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの飛散を防止する。 ③除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 6 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 処分先については、監督員の指示による。 ・ 埋立処分(安定型最終処分場 ・ 管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定にやむを得ない場合は、監督員と協議すること。 5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。					
	4 石綿含有吹き付け材の除去 <6.3.1~6.3.4>	1) 処理を行う石綿含有吹き付け材の仕様及び部位 ※ 図面による ・ 下記による 石綿含有吹き付け材の仕様 使用 部 位 ・ - ・ ・ - ・ ・ - ・ ・ - ・ 2) 作業場の隔離、養生等 ①除去に伴い石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて責任隔離養生を行う。 ②隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により、常時負圧を保持。 ③隔離した作業場内への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の3室で構成するセキュリティーゾーンを設置する。 ④洗浄室にはエアシャワー設備を設ける。 ⑤除去物の処理 ※ 密封処理(二重袋梱包) ・ セメント固化 3) 除去工法 ※ 図面による ・ 共通仕様書による 施工場所() 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①除去した石綿含有吹き付け材等を撤出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることの表示を行う。当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。 処分場所() 運搬距離() 受入条件(※平日受入) ・ ※ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定にやむを得ない場合は、監督員と協議すること。 ②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督員に報告するとともに、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。 5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生用のプラスチックシートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。 ④養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ⑤壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、黒じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑥養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後には解体撤出する。 ⑦床養生用のプラスチックシートは、粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。								



名称		A 表面劣化部処理				B ひび割れ部処理							
記号・仕様	A-1 打放し面劣化部処理【サンダー工法】	A-2 モルタル面劣化部処理【サンダー工法】		B-1 打放し面樹脂注入工法【標仕4.2.5】 ひび割れ幅 0.2~1.0mm		B-2 打放し面Uカットシール材充てん工法【標仕4.2.6】 ひび割れ幅 1.0mm超		B-3 打放し面Uカットシール材充てん工法【標仕4.2.6】 ひび割れ幅 0.2~1.0mm		B-4 モルタル面樹脂注入工法【標仕4.3.6】 ひび割れ幅 0.2~1.0mm		B-5 モルタル面樹脂注入工法【標仕4.3.6】 ひび割れ幅 0.2~1.0mm	
改修前													
改修後													
工程	①既存仕上げ材及び脆弱層サンダーケレン（・全面・部分） ②高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） ③セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）	①既存仕上げ材及び脆弱層サンダーケレン（・全面・部分） ②高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） ③セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）		①サンダーケレン ②ひび割れ部シール ③エポキシ樹脂注入 ④セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）		①ひび割れ部Uカット ②高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） ③シーリング材打設 ④Uカット部埋戻し（ポリマーセメントモルタル） ⑤セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）		①ひび割れ部Uカット ②高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） ③可とう性エポキシ樹脂充てん剤付い砂 ④セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）		①サンダーケレン ②ひび割れ部シール ③エポキシ樹脂注入 ④セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）		①ひび割れ部モルタルカッター切り ②モルタル除去 ③ひび割れ部シール ④エポキシ樹脂注入 ⑤埋戻し ⑥セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）	
	設計数量：2.0 m ²	校舎設計数量：m ² 設計数量（複層塗材E7A'±含有部）：m ² 設計数量（外装薄塗材E7A'±含有部）：m ²		※A-1工法を行う場合は、①、④の工程はA-1工法に含む。 設計数量：ひび割れ幅 0.2~0.5mm () m ひび割れ幅 0.5~1.0mm () m () 内は単動ひび割れ数を示す		※A-1工法を行う場合は、②、⑤の工程はA-1工法に含む。 設計数量：m		※A-1工法を行う場合は、②、④の工程はA-1工法に含む。 設計数量：m		※A-2工法を行う場合は、①、④の工程はA-2工法に含む。 設計数量：ひび割れ幅 0.2~0.5mm () m ひび割れ幅 0.5~1.0mm () m () 内は単動ひび割れ数を示す		※A-2工法を行う場合は、⑥の工程はA-2工法に含む。 設計数量：m	
名称		B ひび割れ部処理				C 錆鉄筋部処理							
記号・仕様	B-6 モルタル面Uカットシール材充てん工法 ひび割れ幅 1.0mm超	B-7 モルタル面Uカットエポキシ樹脂充てん工法 ひび割れ幅 0.2~1.0mm		C-1 打放し面錆鉄筋部処理		C-2 モルタル面錆鉄筋部処理		D 浮き部処理					
改修前													
改修後													
工程	①ひび割れ部Uカット ②高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） ③シーリング材打設 ④Uカット部埋戻し（ポリマーセメントモルタル） ⑤セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）	①ひび割れ部Uカット ②高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） ③可とう性エポキシ樹脂充てん剤付い砂 ④セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）		①錆鉄筋周囲のはつり ②錆落とし ③高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） ④防錆処理 ⑤はつり部埋戻し整形 ⑥セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）		①カッター縁切り（C-3） ②浮き部のはつり ③錆落とし ④高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） ⑤防錆処理 ⑥はつり部埋戻し整形 ⑦セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）		①カッター縁切り（C-3） ②浮き部のはつり ③高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） ④はつり部埋戻し整形 ⑤セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm）					
	※A-2工法を行う場合は、②、⑤の工程はA-2工法に含む。 校舎設計数量：m 設計数量（複層塗材E7A'±含有部）：m ² 設計数量（外装薄塗材E7A'±含有部）：m ²	※A-2工法を行う場合は、②、④の工程はA-2工法に含む。 設計数量：m		※A-2工法を行う場合は、③、⑥の工程はA-2工法に含む。 校舎設計数量：m 設計数量（複層塗材E7A'±含有部）：m ² 設計数量（外装薄塗材E7A'±含有部）：m ²		※A-2工法を行う場合は、④、⑦の工程はA-2工法に含む。 設計数量：m		※A-2工法を行う場合は、③、⑤の工程はA-2工法に含む。 設計数量：m 設計数量（複層塗材E7A'±含有部）：m ² 設計数量（外装薄塗材E7A'±含有部）：m ²					
名称		D 浮き部処理											
記号・仕様	D-2 モルタル面アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法【標仕4.3.11】 D-2' タイル面アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法【標仕4.4.9】	D-3 モルタル面アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法【標仕4.3.12】 D-3' タイル面アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法【標仕4.4.10】											
改修前													
改修後													
工程	①穿孔 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ②孔内エアークリーニング 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ③エポキシ樹脂注入 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ④ステンレスピン挿入 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ⑤穿孔跡埋戻し【エポキシパテ】 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ⑥サンダーケレン 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ⑦高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ⑧セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm） 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ※A-2工法を行う場合は、⑥、⑦、⑧の工程はA-2工法に含む。 ※D-2'工法を行う場合は、⑥、⑦、⑧の工程は含まない。 設計数量：①一般部分：【タイル面】 m ² 【タイル面】 7.5 m ² ②指定部分： m ² ③幅幅部： m 設計数量：①一般部分：【タイル面】 m ² ②指定部分： m ² ③幅幅部： m	①一般部分標準グリッド（250×250）（指定部以外の部分） ②幅幅部（幅200mm以下で帯状に剥離している幅の狭い箇所） ③アンカーピン固定部 ④指定部分標準グリッド（200×200）（見上げ面、ひさしのはな、まぐさ隅角部分等） ⑤穿孔 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑥孔内エアークリーニング 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑦球状樹脂注入 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑧ステンレスピン挿入 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑨穿孔跡埋戻し【球状樹脂】 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑩高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑪セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm） 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ※D-3'工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程は含まない。 設計数量：①一般部分： m ² ②指定部分： m ² ③幅幅部： m											
名称		D 浮き部処理											
記号・仕様	D-4 モルタル面アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法【標仕4.3.13】 D-4' タイル面アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法【標仕4.4.11】	D-5 モルタル面注入付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法【標仕4.3.14】 D-5' タイル面注入付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法【標仕4.4.12】											
改修前													
改修後													
工程	①ピン固定部穿孔 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ②孔内エアークリーニング 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ③球状樹脂注入 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ④ステンレスピン（注入付）挿入 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑤穿孔跡埋戻し【球状樹脂】 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑥注入孔穿孔 一般部 12ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑦孔内エアークリーニング 一般部 12ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑧球状樹脂注入 一般部 12ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑨穿孔跡埋戻し【球状樹脂】 一般部 12ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑩高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） 一般部 12ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑪セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm） 一般部 12ヶ所 指定部 20ヶ所 ※A-2工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程はA-2工法に含む。 ※D-5'工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程は含まない。 設計数量：①一般部分： m ² ②指定部分： m ² ③幅幅部： m	①一般部分標準グリッド（200×200）（指定部以外の部分） ②幅幅部（幅200mm以下で帯状に剥離している幅の狭い箇所） ③アンカーピン固定部 ④指定部分標準グリッド（110×110）（見上げ面、ひさしのはな、まぐさ隅角部分等） ⑤穿孔 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所 ⑥孔内エアークリーニング 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所 ⑦球状樹脂注入 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所 ⑧ステンレスピン（注入付）挿入 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所 ⑨エポキシ樹脂注入 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所 ⑩穿孔跡埋戻し【エポキシパテ】 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所 ⑪サンダーケレン 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所 ⑫高圧水洗浄（150~200kg/cm ² ） 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所 ⑬セメント系下地調整材コテ塗り（1.5mm±0.5mm） 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所 ※A-2工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程はA-2工法に含む。 ※D-5'工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程は含まない。 設計数量：①一般部分： m ² ②指定部分： m ² ③幅幅部： m											



名称	D 浮き部処理	
記号・仕様	D-6 モルタル面注入付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [標仕4. 3. 15] D-6' タイル面注入付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [標仕4. 4. 13]	
改修前		
改修後		
工程	<p>①ピン固定部穿孔 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>②孔内エアークリーニング 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>③ステンレスピン（注入付）挿入 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>④エポキシ樹脂注入 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑤穿孔跡埋戻し [エポキシパテ] 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑥注入部穿孔 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑦孔内エアークリーニング 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑧エポキシ樹脂注入 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑨穿孔跡埋戻し [エポキシパテ] 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑩サンダーケレン ⑪高圧水洗浄 (150~200kg/cm²) ⑫セメント系下地調整材コテ塗り (1.5mm±0.5mm)</p> <p>※D-6'工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程は含まない。 ※A-2工法を行う場合、⑩、⑪、⑫の工程はA-2工法に含む</p> <p>設計数量：①一般部分：㎡ ②指定部分：㎡ ③破損部：m</p>	

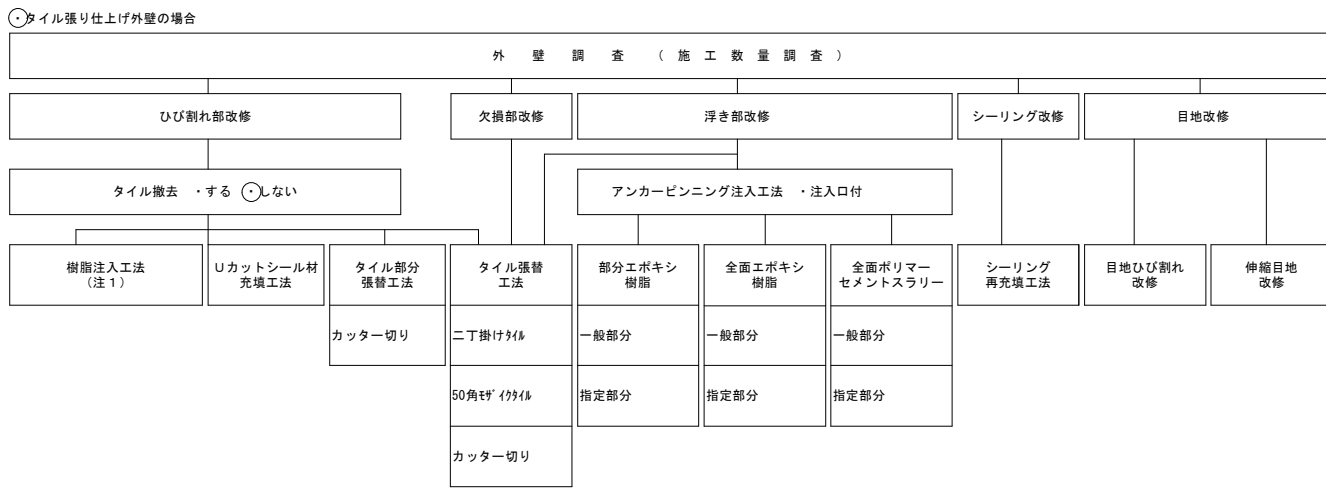
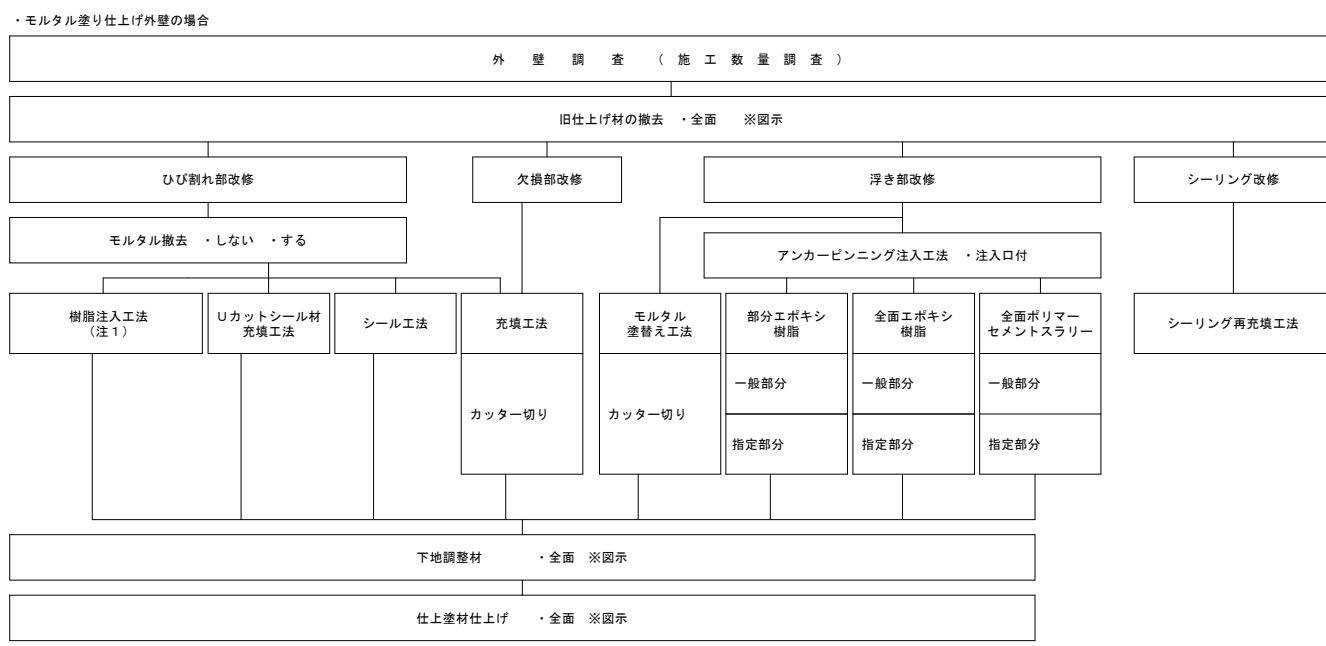
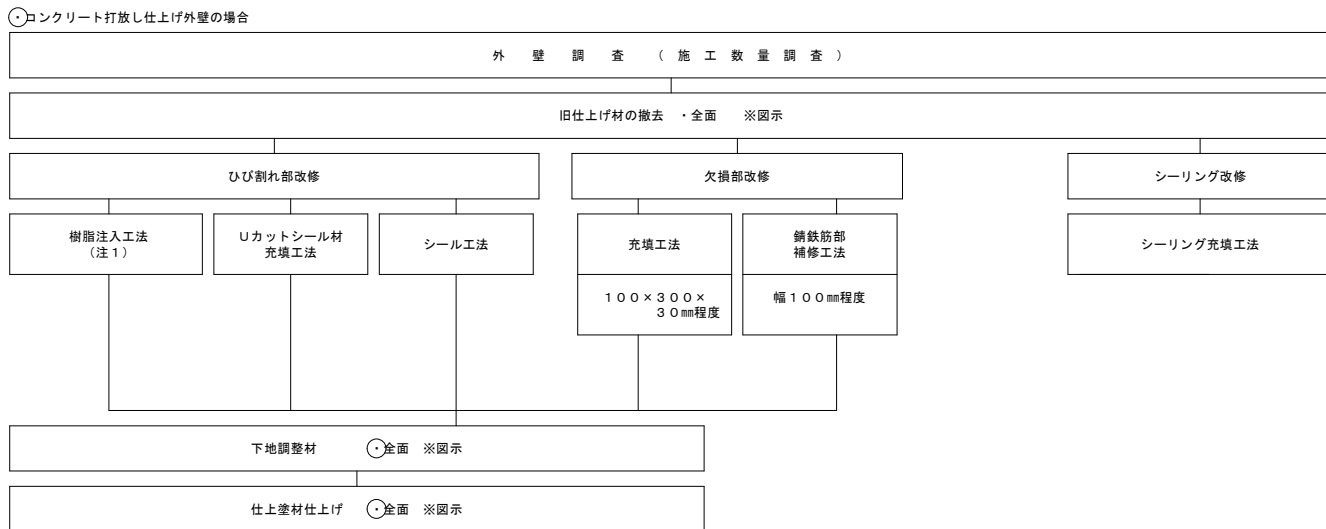
名称	D 浮き部処理	
記号・仕様	D-7 モルタル面注入付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 [標仕4. 3. 16] D-7' タイル面注入付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 [標仕4. 4. 14] ※標準グリッド等は、D-6、D-6'と同じ	D-8 タイル面注入付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入付アンカーピン固定工法（小口タイル以上） [標仕4. 4. 15]
改修前		
改修後		
工程	<p>①ピン固定部穿孔 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>②孔内エアークリーニング 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>③ステンレスピン（注入付）挿入 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>④ポリマーセメントスラリー注入 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑤穿孔跡埋戻し [※'97-セメントパテ] 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑥注入部穿孔 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑦孔内エアークリーニング 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑧エポキシ樹脂注入 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑨穿孔跡埋戻し [化粧キャップもしくは調色樹脂/パテ] 一般部 9ヶ所 指定部 16ヶ所</p> <p>⑩サンダーケレン ⑪高圧水洗浄 (150~200kg/cm²) ⑫セメント系下地調整材コテ塗り (1.5mm±0.5mm)</p> <p>※D-7'工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程は含まない。 ※A-2工法を行う場合、⑩、⑪、⑫の工程はA-2工法に含む</p> <p>設計数量：①一般部分：㎡ ②指定部分：㎡ ③破損部：m</p>	

名称	E 欠損部処理		
記号・仕様	E-1 打放し面充填工法 [標仕4. 2. 8]	E-2 打放し面欠損部処理 [標仕4. 2. 3]	E-3 モルタル面欠損部処理 [標仕4. 3. 3]
改修前			
改修後			
工程	<p>①欠損部はつり等での整形 ②高圧水洗浄 (150~200kg/cm²) ③欠損部はつり部埋戻し [※'97-セメントパテ又は※'97-セメントパテ] ④セメント系下地調整材コテ塗り (1.5mm±0.5mm)</p> <p>※A-1工法を行う場合、②、④の工程はA-1工法に含む</p> <p>設計数量：㎡</p> <p>設計重量（複層塗材E72A'ス含有部）：㎡</p> <p>設計重量（外装薄塗材E7A'ス含有部）：㎡</p>		

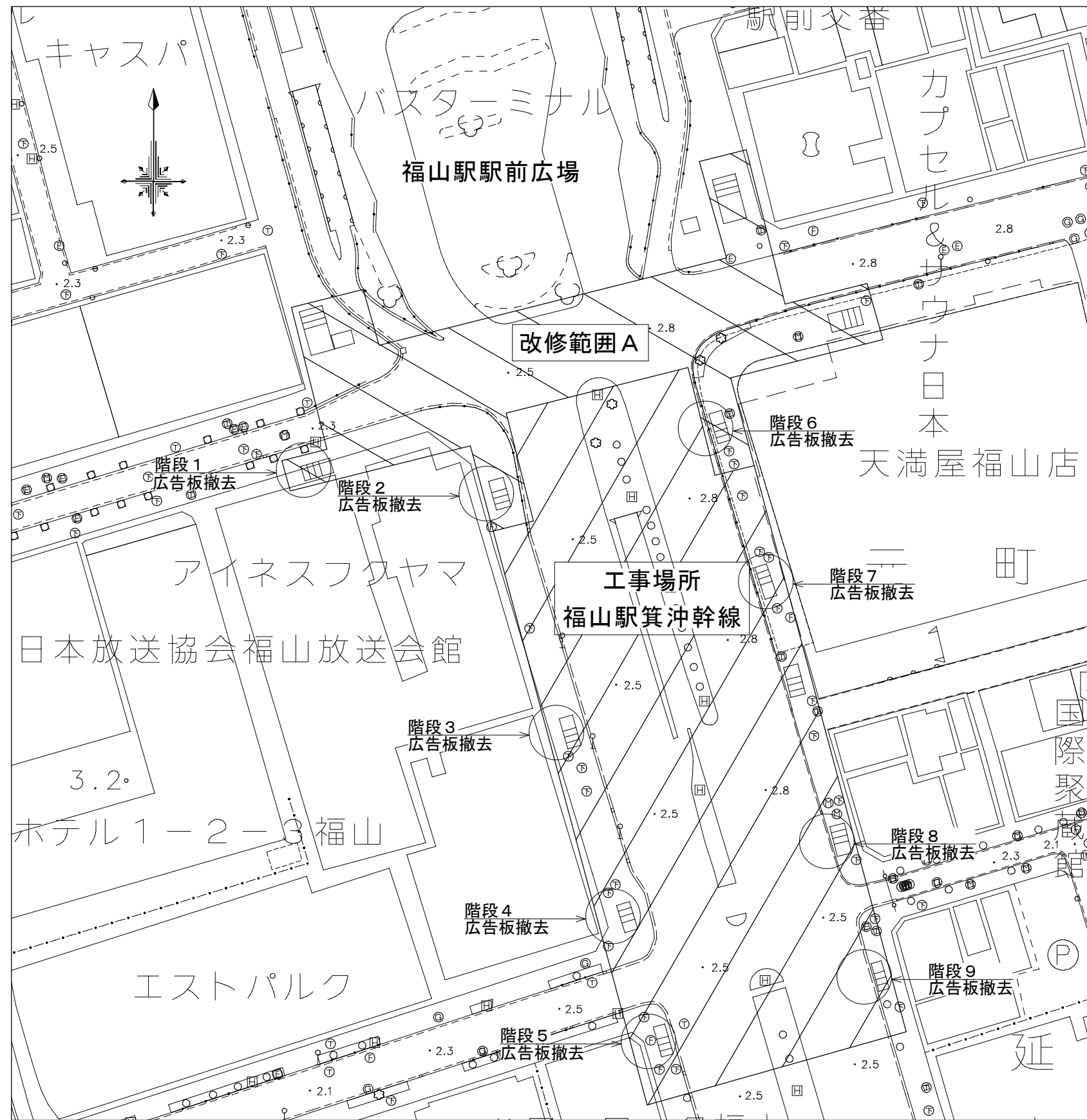
名称	F 外壁複合改修工法	
記号・仕様	F 外壁複合改修工法	
改修前		
改修後		
工程	<p>下地補修後</p> <p>①プライマー下塗り ②ポリマーベスト中塗り ③三軸ネット張り ④ワッシャー付アンカーピン打ち込み ⑤ポリマーベスト中塗り ⑥アルミ水切り取付け (L30×15×2.0 ステンレスビス止φ450) ⑦シーリング打設 (MS-2)</p> <p>※モルタル下地突出部がある場合は撤去し、水切り目地がある場合は穴埋めをすること。</p>	

南棟校舎	ネット張り	㎡
設計数量	水切	m

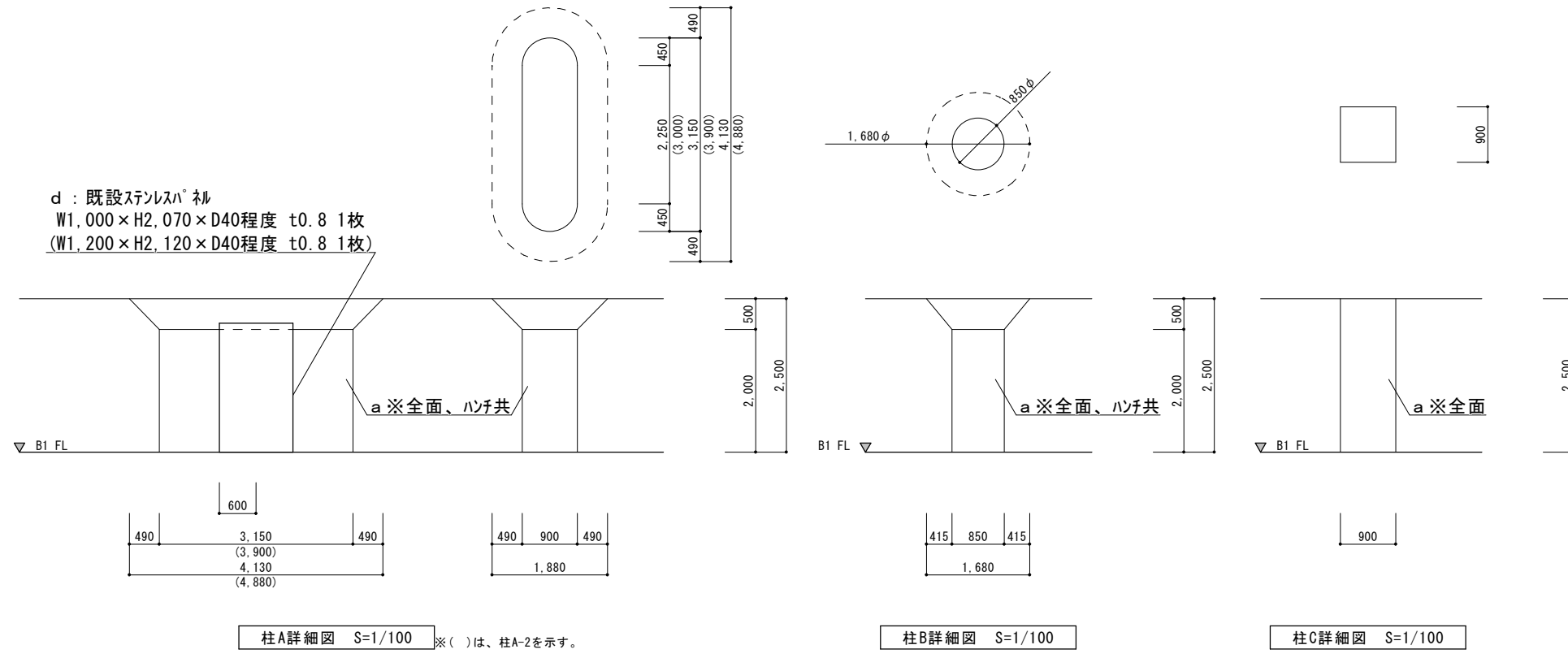
外壁改修フロー図



（注1）樹脂注入工法の工法の種類を示す

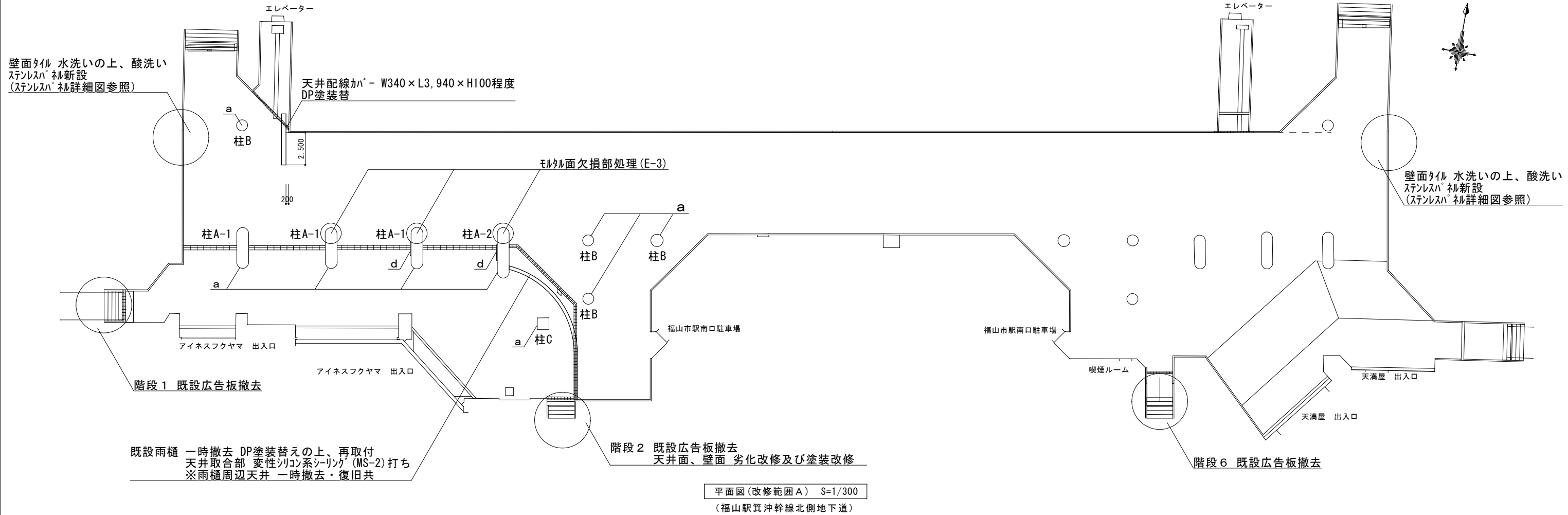


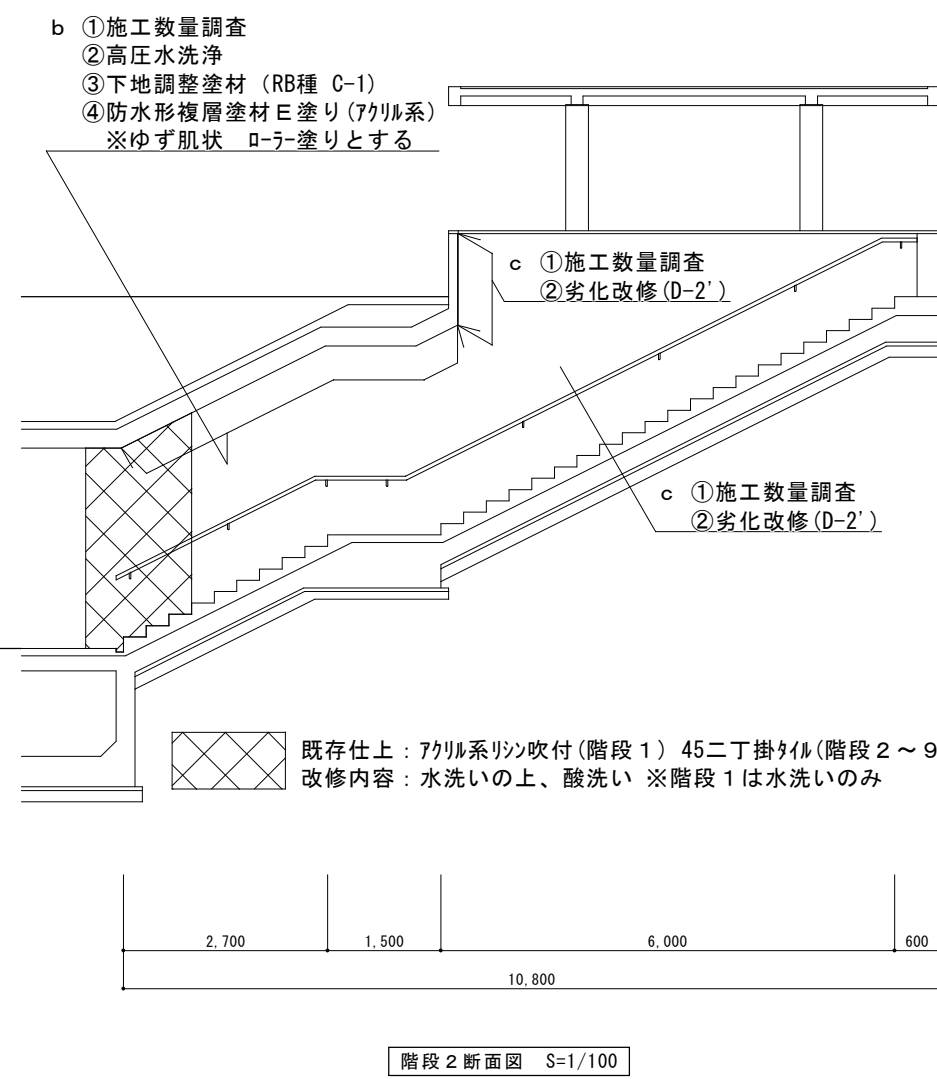
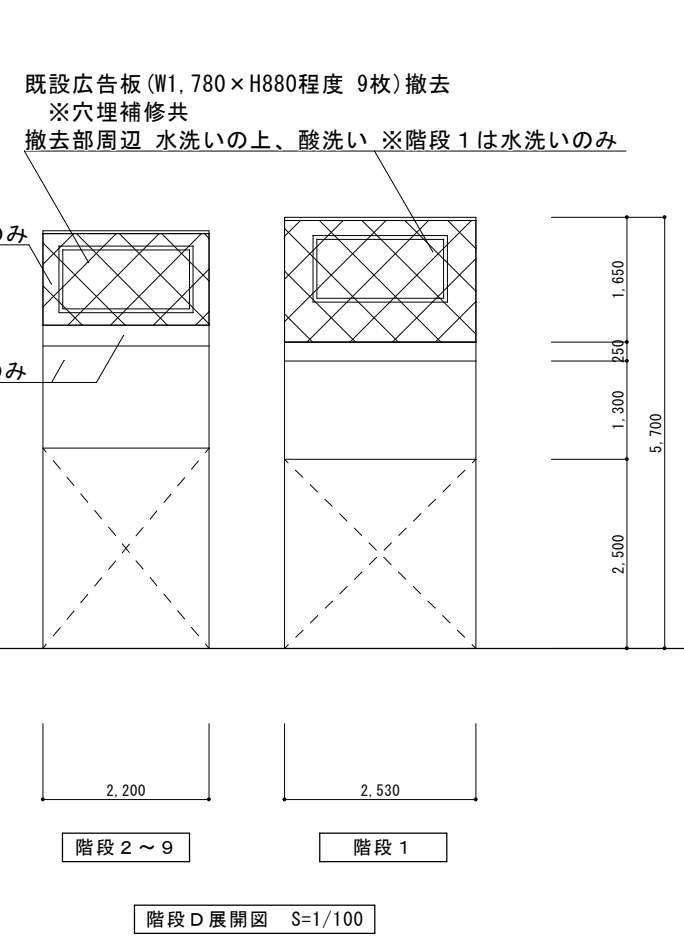
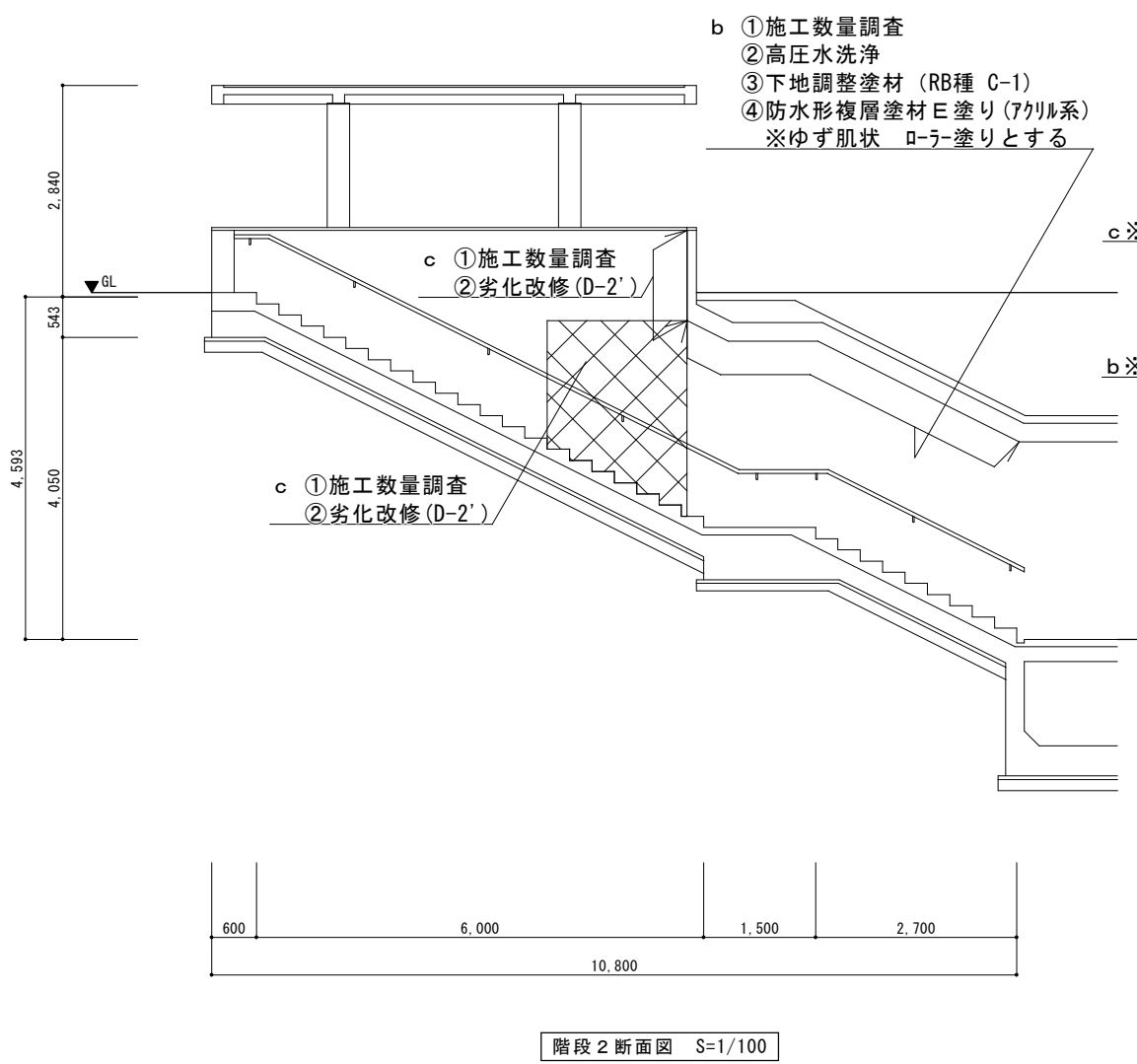
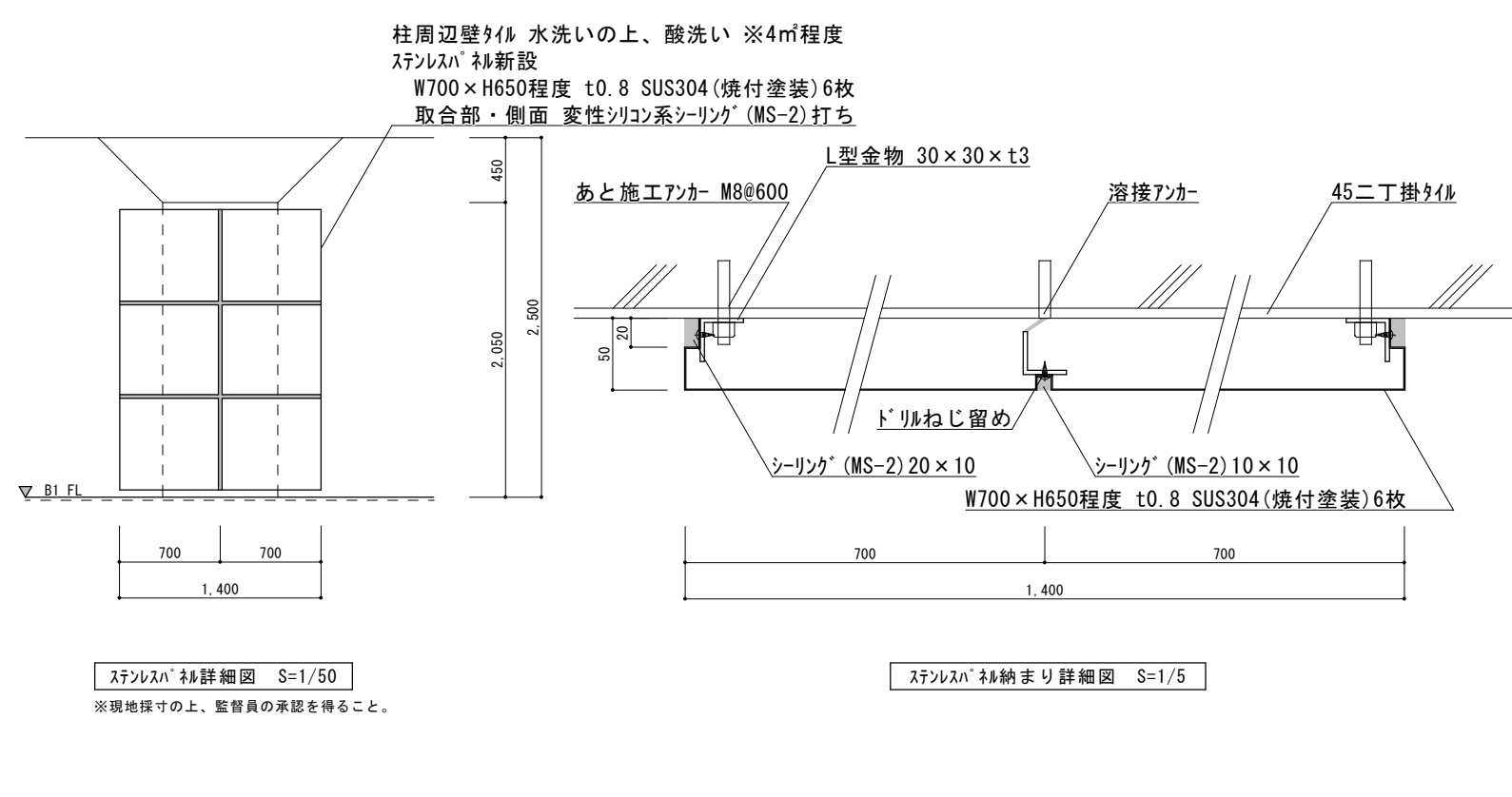
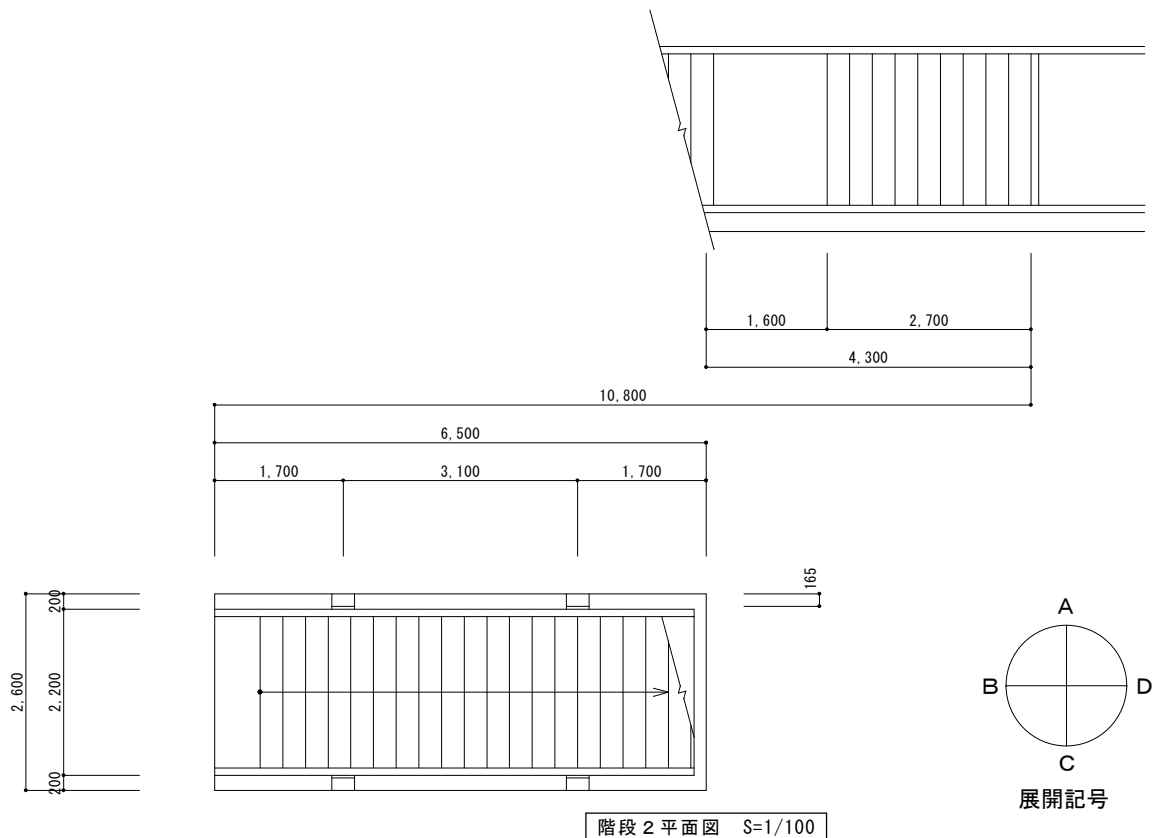
附近見取図兼階段配置図 Non Scale



改修仕様

改修部位	既存仕上げ	改修内容
a 柱	アクリル系リシン吹付 ※石綿含有分析調査	①高圧水洗浄 ②下地調整塗材 (RB種 C-1) ③複層塗材E塗り (アクリル系) ※ゆず肌状 ローラー塗りとする
b 階段天井	アクリル系リシン吹付 ※石綿含有分析調査	①施工数量調査 ②高圧水洗浄 ③下地調整塗材 (RB種 C-1) ④防水形複層塗材E塗り (アクリル系) ※ゆず肌状 ローラー塗りとする
c 階段壁	45二丁掛タイル	①施工数量調査 ②劣化改修 (D-2')
d 柱 (ステンレスハネ)	DP塗り	①下地調整RB種 ②DP3級ホリケツク2回塗り ③取合部 変性シリコン系シーリング (MS-2) 打替え





参考数量書

§ 工事名称 道路修繕工事（福山駅箕沖幹線地下道）

§ 工事場所 福山市三之丸町外4か町地内

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款1条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 道路修繕工事（福山駅箕沖幹線地下道）

工事場所 福山市三之丸町外4か町地内

【工事概要】

- ・ 塗装改修工事 一式
- ・ 外壁劣化改修工事 一式
- ・ サイン撤去工事 一式

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

地下道					
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考	
直接仮設	1	式			
外壁劣化改修	1	式			
塗装改修	1	式			
金属工事	1	式			
撤去工事	1	式			
産業廃棄物処理費等	1	式			
計					

地下道					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設	外壁劣化改修	1	式		
直接仮設	塗装改修	1	式		
直接仮設	樋改修	1	式		
直接仮設	撤去工事	1	式		
計					
外壁劣化改修	外壁劣化改修	1	式		
計					
塗装改修	柱	1	式		
塗装改修	樋	1	式		
塗装改修	配線カバー	1	式		
計					
金属工事	ステンレス板新設	1	式		
計					
撤去工事	広告板撤去	1	式		
計					
産業廃棄物処理費等	運搬	1	式		
産業廃棄物処理費等	処分	1	式		
計					

地下道		直接仮設		撤去工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
養生		40.3	m ²			
整理清掃後片付け		40.3	m ²			
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700 布枠500+240 掛払い手間 供用30日賃料 修理費 含む 12m未満	1	式			別紙 00-0001
ネット状養生シート張り	防災I類 掛払い手間 供用30日賃料 修理費 基本料含む	1	式			別紙 00-0002
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 掛払い手間 供用30日賃料 基本料 修理費含む	1	式			別紙 00-0003
仮設材運搬 (シート・ネット類)		1	式			別紙 00-0004
計						

地下道		塗装改修		柱		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
C-3	モルタル面カッター縁切り	6	m			
E-3	ポリマーセメント モルタル面欠損部処理	1	m ²			
複層塗材 E	コンクリート面 ゆず肌状 ローター塗り アクリル系 水系 つやあり 上塗2回 下地調整費(C-1)共	133	m ²			
ステンレス [®] 襷塗装替	下地処理の上、DP塗装替 取合部シーリング (MS-2) W1,000×H2,070程度 W1,200×H2,120程度	2	か所			
計						

地下道		撤去工事			広告板撤去	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
広告板SUS枠撤去	6m程度/箇所 亚克力板撤去共	9	箇所			
既存壁タイル補修	シーリング補修程度	9	箇所			
水洗い		25.3	m ²			
外装壁タイル酸洗い		21.2	m ²			
計						

地下道		産業廃棄物処理費等			運搬	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
建設発生材運搬	一般 1t車	1	式			
計						

地下道		産業廃棄物処理費等		処分		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材処理費	一般	0.5	t			
計						

地下道		直接仮設		撤去工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700 布枠500+240 掛払い手間 供用30日賃料 修理費 含む 12m未満	1	式			別紙 00-0001
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700 布枠500+240 掛払い手間 12m未満 - -	72.9	m ²			
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700 布枠500+240 供用30日賃料 修理費含む 12m未満 - -	8.1	m ²			
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700 布枠500+240 基本料 修理費含む 12m未満 - -	8.1	m ²			
計						
ネット状養生シート張り	防災Ⅰ類 掛払い手間 供用30日賃料 修理費 基本料含む	1	式			別紙 00-0002
メッシュシート張り	防災性能 JIS A 8952 Ⅰ類 掛払い手間 - -	72.9	m ²			
ネット状養生シート張り	防災Ⅰ類 供用30日賃料 修理費含む - -	8.1	m ²			
メッシュシート張り	防災性能 JIS A 8952 Ⅰ類 基本料 修理費含む - -	8.1	m ²			
計						
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 掛払い手間 供用30日賃料 基本料 修理費含む	1	式			別紙 00-0003
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 掛払い手間 -	39.6	m			
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 供用30日賃料 修理費含む -	4.4	m			
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 基本料 修理費含む -	4.4	m			
計						

地下道		直接仮設		撤去工事		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
仮設材運搬 (シート・ネット類)		1	式			別紙 00-0004
仮設材運搬 (桝組本足場) (手すり先行方式)	建桝幅900(二枚布)	72.9	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		8.1	m ²			
仮設材運搬 (安全てすり)	桝組本足場用(手すり先行方式)	4.4	m			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
アスベスト含有調査費	JISA1481-1	2	検体			
安全対策	カーコーン・コーンパー 運搬・設置・撤去手間共	4	m			
安全対策	カーコーン・コーンパー 運搬・設置・撤去手間共	136	m			
安全対策	カーコーン・コーンパー 運搬・設置・撤去手間共	8	m			
安全対策	カーコーン・コーンパー 運搬・設置・撤去手間共	1	式			
交通誘導員		10	人			
計						